

News Letter

Vol.
33

神戸港

CONTENTS

◆ひょうご被害者支援センターシンポジウム P.2~5

- | | | | |
|---------------------|---------|----------------|------|
| ◆ パネルディスカッション | P.5~9 | ◆ 私のお気に入り | P.15 |
| ◆ シンポジウムに参加して思うこと | P.9 | ◆ SDGsへの取り組み | P.15 |
| ◆ 広報活動 | P.10~11 | ◆ 身近にできる社会貢献活動 | P.16 |
| ◆ ホンデリング | P.12 | ◆ 編集後記 | P.16 |
| ◆ 金券de支援／マンスリーサポーター | P.13 | | |
| ◆ コラム | P.14 | | |
| ◆ 私の宝物 | P.14 | | |



ひょうご被害者

検 索



ひょうご被害者支援センター シンポジウム

シンポジウムのテーマとねらいについて

コーディネーター、ひょうご被害者支援センター事務局長、犯罪被害相談員

遠藤 えりな

ひょうご被害者支援センターでは、広報啓発事業として年に1回、シンポジウムを開催しています。当センターは、平成14年から犯罪の被害にあった方々の支援に携わり、平成29年からは、兵庫県県の委託を受けて性暴力のワンストップ支援センターとして、ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の相談電話を開設しています。

今、子どもの虐待事件が報道でも大きく取り上げられていますが、未成年が虐待被害で直接電話をかけてきた場合、センターとして何ができるの

か、どんな役に立てるのか模索しています。

そこで、今年のシンポジウムではたくさんの大人がつながっていくことで、子どもたちを守る力が増えることを願い、他機関連携の可能性を探るべく、「虐待された子どもたちへの支援～他機関連携の可能性・課題と展望～」というテーマを掲げました。

虐待を受けた子どもたちの支援の最前線におられる方々からのお話を伺い、私たちにできることを考えていきます。



子どもを虐待から守るために児童相談所が 閉鎖的対応を改め関係機関が連携しての対応を

弁護士、NPO法人シンクキッズ
子ども虐待・性被害をなくす会

代表理事 後藤 啓二

虐待を受け、誰にも助けを求められない子どもは「忘れられた犯罪被害者」だ。支援する以前に助けなければならない。どう助けるか。困難なミッションは多機関連携でやらなければと、5年前から要望活動を続けてきた。

残念ながら、多くの自治体で、児童相談所（児相）が他機関と十分に情報共有せず案件を抱え込んでいる。住民が児相に通報しても、警察に情報が届かなかつたら、警察が被害児童に遭遇しても虐待を見逃し、直後に殺される事件が起きる。児相、警察、学校、病院、民生委員、個人など、多くの目で見守る体制が必要だ。

要望活動が理解を得て、愛知県、大阪府、神戸市など27府県・政令市には受け入れてもらえた。

高知県では、親が面会拒否すると児相はすぐ警察へ連絡し、一緒に家庭訪問する。警察が家庭訪問すると

親はほぼ100%ドアを開け、そこを保護する。東京・目黒区の結愛ちゃん事件や、千葉県野田市の心愛ちゃん事件が起きたのは、児相が警察と情報共有していないからだ。

児相への通報件数は年約16万件に対し、検挙件数1380件。まさに「忘れられた犯罪被害者」だ。虐待死する子どもは年60～130人で推移しているが、日本小児科学会の推定では3.5倍に上



る。見逃されるケースと親の申告で虐待死と判定されないケースがある。

問題は、児相が「虐待ではない」という親の言い分をうのみにすること。児相が関与しながら虐待死に至ったケースが全国で13年余の間に218件にも上る。

関係機関が連携すれば救えたはずの命を救えなかったという事実。結愛ちゃんは香川や東京の児相が十分対応しなかったり放置したりして虐待死に至った。心愛ちゃんは「父親から暴力を受けています」と学校のアンケートで訴え、学校は児相へ連絡し、児相も保護したがすぐ家に戻した。警察に連絡せず、家庭訪問もしていない。長期欠席

は危険なサインだが、学校も児相も警察に通報せず、虐待死に至った。

福岡県であったエアガンで撃った事件も通報があったが、家庭訪問で親が否定し虐待でないと判断した。市は母親に18回会いに行ったが、唯雅ちゃんとは2回しか会えていないという。

全国で児相と警察の連携が実現しないと子どもの命は救われない。役割分担すれば、子どもを守る力は格段に上がるし、児相の負担も減る。

学校や病院も警察に通報する必要がある。結愛ちゃん事件でも病院は児相に通告したが、児相は何もしなかった。「Workig Together 関係機関が一緒に頑張ろう」という精神が大切だ。

虐待された子どもへの支援について ～治療的ケアネットワークの必要性～

社会福祉士、兵庫県西宮
こども家庭センター所長
頓田 二郎

重要なことは、まず子ども一人一人の言葉にならないS O Sを表情や態度、身体の様子からキャッチすることである。乳幼児や低年齢の子どもに対しては各機関と連携し、家族全体の状況をアセスメントしなければならない。

次に、子どもの被害を矮小化しないことが大切だ。子どもの深刻な思いや「誰も頼れない」という孤独感に気づかないと顕在化することが難しいと実感している。子どもはたとえ暴力を振るわれても、お父さんやお母さんにしか愛着の対象を見いだせないの、被害を隠すケースが少なくないことにも注意が必要である。

また、子どもの小さな変化や細部を見逃さないこと。子どもは自らの被害を「傷つき」として意識できないことを知っておく必要がある。

被害が長期化すれば被害感覚が鈍くなるので、早期に予防的に介入することが必要であるが、大人、例えばお母さんが無力化してしまうと、子どもの傷害を隠し、外部の支援を遮断するケースも多いため、細心の注意を払いながらつながりたい。

虐待死をなくすには出産前から介入し、関係を構築することも必要だ。虐待が起こらないよう保護者を支援する。出産後は、地域の支援機関が連携を図りながら、社会的に孤立し、子育て不安を

抱えている保護者の心理的な拠り所になりたい。

子どもとは情緒的にしっかりコミュニケーション

をとっていきたい。気持ちを否定しないで、語り合える関係を急がずにつくる。要は子どもの心の安全基地となることだ。子どもに「いつでもいいよ」「言っておいでよ」と寄り添いながら、自尊心の修復を図っていくことが求められる。

家族の実態や状況の変化にも気を配り、保護者がストレスを攻撃に移さないような日常的な支援体制をつくりたい。子どもの特性やニーズを親と共有し、共感的に関わることで、親がストレスを爆発させないことにつながる。

あとは、虐待された子どもを次の加害者にしない。虐待による被害の連鎖を止めることが大事だ。

親も孤立し、子どもの安全を守れない場合は、児童養護施設や乳児院を利用しながらケアすることも必要になる。ただ、施設内でも子ども同士の中で被害を受けてしまうことがあり、施設職員と行政、民間機関、医療機関も含めて連携を図りながら、子ども一人一人のニーズに合わせて支援することが大事だ。



虐待を受けた子どもたちの 心理的影響と心のケアの実際

臨床心理士、兵庫県臨床心理士会副会長
樋口 純一郎

虐待を受けた子どもの心の傷は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や鬱（うつ）、過食、拒食などの摂食障害で現れたり、身体的症状に現れたりする。切れやすい子どもになったり、自傷行為に陥ったり、非行に走ったりする。

臨床心理士が目標にするのは、単に症状や行動をなくすことだけではなく、本来愛されるべきはずの親に虐待を受けたという傷つきに寄り添い、一生涯抱える力を育むことである。

実際の出来事をアレンジして、いくつか織り交ぜた架空事例として話す。カイト君（仮名）の虐待通告は4歳のとき。母親が救急車を呼んだ。1年くらい前から、父親がタバコを押しつけるなどの身体的虐待をしつけと称してやっていた。母親も夫婦間のDVを受け、逆らえなくなって虐待していた。児童相談所が介入し、カイト君は児童養護施設に入所した。

ここからが心のケアの実際。担当保育士はできるだけ1対1で接し「この人が主な養育者だ」と分かるようにした。大きな男性の声に怯えるなど、PTSD的症状もみられ、週1回、表現の手段に遊び道具を使うプレイセラピーを行った。人形を使って実際に自分がされたことを再現していた。

トランシーバーを使った遊びで「お母さんお母さん」「ごめんなさい」と言ったり、「さみしい」と吐露したり。1年後には「お母さんに会いたいな」「お母さんって優しくなるかな」と。

フラッシュバックの症状は消え、母親との再会

は小学生の時。入室してきた母親にあまり戸惑いなく、抱きついた。

でもその次に言った言葉。脚辺りに傷があり、「これ消えへんねんでっ」と。すぐ家庭復帰は難しいが、少しずつ交流を再開する形で、家族の新たな関係性を紡いでいっている。

2例目は、中学生マキちゃん（仮名）。マキちゃんは生まれてすぐ母親が失踪、父親はアルコール依存で、見かねた親族が相談し、乳児院に預けられた。保護されたのは1歳になる前。その後、児童養護施設で育った。思春期に入って非行があり、カウンセリングという形で私がかかわった。

彼女の言葉「施設の子はかわいがられて育っていると思う。一時期荒れたとしても、みんな根はいい子やと思う。だから変われると私は思う」。成人して、結婚が決まった。ウエディングドレス姿の写真を見せてくれた。自分が求めた“家族”をつくりたいと。

大人のちょっとした声掛けとか、小さな気付き、ひょっとしたら虐待を受けているんじゃないかという想像。そういうものが子どもを救うときがある。そういう人が多ければ多いほど、子どもの幸せな笑顔が見られるのではないかな。



虐待児童の安全確保を最優先 ～関係機関との連携システムづくりへ～

兵庫県警察本部生活安全部少年課警部
西村 圭司

児童虐待は主に家庭で発生するため被害が潜在しやすい。県警は2018年春、ストーカー、DV、行方不明、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待の初動対応を専門とした「人身安全対策課」を発足させた。また少年課には、児童虐待対策に関する係を新設し、児童相談所（児相）とも連携し対

応している。

児童の安全確保を最優先に、犯罪行為が行われていれば、行為者を逮捕するとともに児



相に一時保護を要請するなど、被害児童を物理的に分離する活動をしている。ただ、目撃者がいない、外見上はあざが見当たらないなど、証拠に乏しく逮捕できないケースも多い。心理的虐待は、行為だけとらえたら直ちに犯罪行為にはならないことが大半だ。とはいえ、児童を帰すわけにはいかず、一時保護の権限もある児相との連携が極めて重要だ。

県内の児童虐待事案の取扱件数は、警察においても10年前の200件が2018年は3500件に増えた。警察に通報が寄せられた場合、児童の安全を警察官が直接確認するのが大前提だが、氏名も住所もわからない通報もある。緊急対応の必要性がある場合、深夜でも住民の理解と協力も得ながら、児相や市町の子育て支援担当課、教育機関に照会し対象家庭を絞り込む。虐待があれば、児相に通告し措置を委ねる。

悪質なケースは被害の申告がなくても立件することもあるが、年少の被害児童から信憑性の高い供述を得られにくいこともある。こういう場合にも関係機関との連携が不可欠である。

県警は県内の全児相と情報共有に関する協定を

締結しているが、発生件数の多い夜間休日体制の充実を要請し、より連携を深めたい。教育機関や医療機関とも定期的に会議を開いているが、こういった機関との連携システムづくりが課題だ。また市町の子育て支援担当課との連携も重要で、県内41自治体と個別に協議し、今年4月に播磨町、7月に丹波市と宍粟市と情報共有に関する協定を締結した。

被害児童は、他の犯罪被害者への公的支援と同じく、被害者への情報提供・相談・カウンセリングや公的な経済支援を受けられる。関係機関やひょうご被害者支援センターと連携し、ニーズに応じた支援が行われるよう働きかけたい。

一方、捜査上の取り組みでは、一定の児童虐待被害に遭った人に対し、警察、児相、検察官が事前協議し1回で事情聴取する代表者聴取を採用している。過度の心身負担を避ける取り組みだ。

また警察独自の支援として訪問活動を行っている。全国でも大阪府警と兵庫県警だけで、児童虐待事件を起こし、今後も虐待リスクの高い保護者について事件処理や通告を行った後も同意を得て面接し、再発防止を図っている。

パネルディスカッション

虐待された子どもたちへの支援 ～多機関連携の可能性・課題と展望～

それぞれの組織が実施する 「子ども支援」

遠藤 子どもの支援の話を聞きたい。

後藤 支援する前にまず助けなければ、どうしようもない。殺されたり、ひどい目に遭わされたりする前に助けるため何をするかだ。初めは虐待を受けた子どもの支援活動をやりたと思ってNPOを作った。特に性虐待を受けた子ども、トラウマになった子どもを助けたいと、児童精神科医の協力を得て、支援を行っていたが、ほとんど情報を得ることができず、できないままになってい

パネルディスカッション出席者

後藤 啓二 氏

弁護士 NPO法人シンクキッズ子どもの虐待・性犯罪をなくす会 代表理事

頓田 二郎 氏

社会福祉士 西宮こども家庭センター所長

樋口 純一郎 氏

臨床心理士 兵庫県臨床心理士会副会長

西村 圭司 氏

兵庫県警察本部生活安全部少年課警部

コーディネーター 遠藤 えりな

(ひょうご被害者支援センター事務局長・犯罪被害相談員)

た。今は児童養護施設の子どもの支援を行っている。退所して18歳から一人で生きていかなければならないので、その自立に少しでも役立ちたい。

遠藤 子ども家庭センターの取り組みについて。



左 遠藤えりなコーディネーター

頓田 一時保護するかしらないか。新聞でもなぜもっと早く介入しなかったのか、一時保護しているのになぜまた帰したのか、と指摘されることがある。苦慮しているのは、児童相談所（児相）職員だからみんな専門性が高いわけではなく、経験的に判断してしまうこともある。客観的に危険度を判断するツールを使いながら、現状に対するアセスメントやリスク評価をしなくてはならない。職員に対し、専門的知見を持てるような研修の徹底を図っている。

心掛けているのは、相談を受けてある程度落ち着いた段階で、市町との情報を共有して在宅支援体制をしっかり作ること。そういう役割分担が十分できていないと、リスクが突然に高まること

ひょうご被害者支援センターにできること

遠藤 ひょうご被害者支援センターには何ができるだろうか。

後藤 大変期待している。犯罪被害者の相談を受けるなど、いろんな活動に取り組み、2017年からは性被害者のよりそい活動も行っている。もちろんすべての虐待犯罪の問題、特に子どもの性被害は潜在化する。ある程度の年齢になればどこかに相談しようという子もいるわけで、受け皿として支援センターは重要な役割を果たしている、果していくと思う。まずは存在を周知することが重要ではないか。警察とか児相とか被害者支援センターとかが、もっと宣伝して周知を図ってくれたらと思っている。

頓田 思春期以降の性的被害や犯罪被害に遭った子どもたちに対し「司法とか医療とか法律を含めたケアはここができるんだよ」ということを広報

ある。市町に危機意識の共有が必要ということ、紙だけでなく直接言葉で伝えるようにしている。

西村 警察はいま、児相との情報共有、市町との情報共有を進めている。児童虐待事案を取り扱う中枢的な機関は児相だが、法律改正に伴い、市町も児童虐待の相談を一時的に受ける機関ができるようになり、軽微な事案は市町が対応するケースがある。そこで、警察が夜中に事案を取り扱った際、その児童が市町で相談を受けていることが分かれば、一步踏み込んだ対応を行う。県外のケースで、警察が通報で現場に行ったのに過去の情報が分からず虐待死に至ったという反省を踏まえ、県内各市町と個別に情報共有の協定締結に乗り出しているところだ。

遠藤 臨床心理士会の取り組みは。

樋口 臨床心理士会は職能団体であり、個々人は学校や病院、福祉施設、企業、少年院や鑑別所など、いろんなところで働いている。例えば、福祉現場と医療現場で働く者とは普段使っている専門用語も方法論も違う。臨床心理士会としては、まずは支援者どうしが共通認識を持ち、顔と顔がつながるよう、研修や勉強会等を重ねている。

していく。身近なところに被害者支援センターがあることが分かれば、潜在的なニーズを掘り起こせるように思う。子どもたちに直接届くところを含め、ぜひ広報のエリアを広げてほしい。

西村 警察は被害者支援室を通じ、ひょうご被害者支援センターと連携を取っている。性的な虐待の認知件数も増えている。警察の虐待事案の取り扱いはまずは安全の確保、時間との勝負という面もある。こういった形でその後のサポートでセンターと連携できるかは今後の課題ではないかと思う。

樋口 被害者支援センターには受け皿としての役目を期待したい。児童福祉施設の子どもの心のケアといっても、治療的なものを求める子もいれば、居場所的なものが欲しい子もいる。身内の施設職員だから話せる、外部の人だから話せるとい

う感覚もある。厚労省は児童福祉施設内に心理治療的な機能を持たせようとしている。それはそれでより充実させ、なおかつ、センターのような民間資源も増えるほどよい。

数年前、カナダ・ブリティッシュコロンビア州の児童福祉施設を見に行く機会があった。性被害や性虐待を受けた子どものケアをする団体など、

一つ一つは小規模だが、適材適所の専門性を持った団体があって、日本の児相に当たるところが振るような形で子どもが利用している。日本はまだカナダに比べてこういった資源が少ない印象はあるが、センターが行う事業がオリジナリティーを持ち、ここにしかない受け皿として、よいすみ分けができれば素晴らしい。

市民は児童虐待事件にどうかかわればいいのか。その注意点とは？

遠藤 市民は児童虐待事件にどうかかわればいいのか、注意点を教えてほしい。

後藤 一般の方がやれることは何か。私が子どものときは、近所に私のことを覚えてくれている大人がいっぱいいた。幸い私は虐待を受けることはなかったが、当時の地域社会なら、もし虐待を受けても近所に駆け込める。

いまは近所付き合いがない。マンションだと隣の人の名前も分からない。今の子どもたちは自分の親以外に守ってくれる人がほとんどいないのではないか、そういう社会になってしまった。だから親が虐待に走れば、ほとんど助けてもらえない。それをみんなで助けましょう、と言葉で言うのは簡単だが、私はほぼ不可能だと思う。だからこそ、虐待かなと思ったら通報してほしい。直ちに動けるのは警察だろう。もし間違っていたらとちゅうちょするのは当然だが、子どもは自分で逃げることも助けを求めることもできない。通報し

ていただくしかない。

遠藤 通報を受ける側としてはどうか。

頓田 「通報してよかったな」と思えると、通報がどんどん増えると思う。児童虐待防止法6条では本来通報しなければならないが、罰則はないので、通報しなくても済んでしまう。ぜひ法律に基づいた義務というところを周知したい。

西村 警察に通報があった2割は結果的には単なるきょうだいげんかだったり、夜泣きだったりするが、それは重々承知していて、取りあえず通報してもらわないと現場に行けない。警察としてはとにかく通報してほしいというのが本音だ。

夜中でも緊急を要する泣き声もある。訪問しても応答がなければ事実確認できない。通報者や付近住民の協力が絶対必要だ。今回、我々もありとあらゆる媒体を使って、虐待通報に協力を求めているかなければ、とあらためて感じた。

今後、児童虐待にどう取り組んでいくか

遠藤 今後、児童虐待にどう取り組んでいく。

樋口 アドボカシー（代弁）を意識した活動がもっと必要だ。子どもが年少であればあるほど、被害を被害として認識できない、しんどくても、それを適切に言葉にできない—それを代弁する活動。もっと言えば、例えば、施設で育った当事者、かつてしんどい思いをして、今は成人した方々にもっと発信してもらうような場所づくりや機会づくりをさらに進める。そこを生き抜いてきた方から学ぶことで、次の施策につながるが必ず出てくる。次のステップはそういうところか。その場所づくりに寄与できるのでは、と個人

的には考えている。

後藤 各機関の連携を進めたい。日本は、専門職種・専門機関の縦割りの壁が非常に強い。欧米では「子どもを守る」という大目的のために、各機関が連携するのは当たり前。日本では「警察に連絡するとすぐ逮捕してしまう」とかいろんなことを言う。それぞれの判断の違いはあると思うが、それをいつまでも言い合っていたら一向に連携できない。いかにベストの体制を作るか、縦割りの壁をいかにして崩していくか。連携できず、子どもが救われなくても仕方ないんだというのはすごい違和感がある。専門職種・専門機関は大目的の

ため連携しましょうとベクトルを変えていただきたい。

頓田 19年6月、児童虐待防止法、児童福祉法が改正されて、20年4月から「しつけ」と称する体罰を禁止することが明記された。そこで保護者指導という枠組みを、私自身としてはもう少し強化したい。介入と支援を役割分担することが4月から求められる。目黒の事件や千葉の事件では、お父さん自身が子どもを支配コントロールする強迫観念というか、自分に対する否定的な見方が許されないというところで子どもを追い詰め、食事を抜いて衰弱死させていた。基本的には身体的暴力だが、ネグレクトという残虐なかかわりをする保護者がいる。親が子どもを支配するという価値観や体罰肯定感を持った親はリスクが高い。保護者指導の枠組みを警察、検察、児相が連携しながらシステム化することが大事。法律改正の趣旨にも保護者支援が明記されている。児相として、保護者にとって分かりやすい心理教

最後に

遠藤 最後に一言ずつお願いしたい。

後藤 一般の方をお願いしたいこと。虐待とまで認識されなくてもネグレクト家庭がある。そうした子どもを見守って支援することは市民もできる。子ども食堂や学習支援などの取り組みがそうだ。

頓田 幼い時から虐待を受けた子どもたちが、思春期に家出をする、性非行をする、加害行為をするパターンが多い。子どもの問題行動を問題行動としてとらえるのではなく、その行動の背景やメカニズムを児相と一緒に考えていただき、役割分担していきたい。

もう一つは、親に対する心理教育をする場を設け、長期的視点に立って親子を支援する機関が増えると、もっと虐待の連鎖は止められるかなと思う。

西村 警察は、重篤な虐待事案をどう防止するか

育に取り組む必要がある。警察と相互理解を図りたい。

西村 警察としては刑事事件として処理したものは取り調べも行うが、取調官が再発防止の意味も含め、取り調べ終了の間際にしっかりと指導する。保護者への指導に関しては児相とどう連携できるか、検討したい。

樋口 広義の心理的援助ということで、全国で行われている被虐待児への支援を紹介したい。まず、家族再統合。現在、通常のカウンセリングではなく、親業を学ぶDVDを見てもらって考えてもらうペアレントトレーニングを行っている自治体は多い。

子どもたち自身も虐待の連鎖—大人になって加害者側に回らないようなアンガーマネジメントなどが全国の児童福祉施設でいろいろある。もう一つ、トラウマに焦点を当てたケアも行われている。

を重点に対応している。絶対していけないのは、事案に対応しているのに見抜けないこと。関係機関との情報共有で重篤な虐待事案を防止することが重要だ。きょうの話を聞いて、被害児童の心理的負担も考えた初動対応も考えていきたい。今行っている訪問活動も進化させたい。児相との人事交流も考えたい。

樋口 法律上は疑いのレベルでも通報してよし、ということのを今一度認識してほしい。赤ちゃんがすごく泣いているので通報したら虐待でなかった。でも、そこのお母さんは育児ノイローゼになっていて、相談につながることもある。顔と顔の見える連携が大切だと思う。

遠藤 子どもたちのために日々奮闘している方たちと、顔を見て話ができる機会ができたことはよかったと思う。センターとしても周知広報に頑張り、役に立てるよう活動していきたい。

【シンポジウムを終えて】

ひょうご被害者支援センター事務局長 遠藤 えりな

今回のシンポジウムでは、子どもの虐待について第一線で関わって下さっている方々からの報告、提言を伺うことができました。それぞれの専門性を発揮しながら、連携も深めていくことが大切であることを確認できたことは、大きな収穫であったと思います。

被害者支援センターとして、支援の質を高めるとともに、センターの活動についての広報、関係機関への周知がまだまだ足りない現状への対策が必要であることも分かりました。

これからも、子どもたちの命、人権を守るために、大人たちがつながっていけるよう努力したいと思います。

シンポジウムに参加して思うこと



～犯罪被害相談員として～

虐待を受ける子どもたちの痛ましいニュースが後を絶ちません。私たちが被害者支援をしている過程で、子どもも被害者になっていることに気づくことがあります。子どもが被害の現状を言葉にすることはとても難しく、虐待を受ける子どもたちへの支援のあり方について考える場面が幾度とありました。

シンポジウムでは、パネリストの方々から子どもたちへの支援における多機関連携の重要性についての活発なご意見がありました。また、潜在化することの多い子どもの虐待を支援するうえで、民間団体である被害者支援センターの役割に期待の声も寄せていただきました。まだまだ課題は多くありますが、関係機関の皆さんと連携しながら被害者支援ができればと考えています。 M.N.さん

～電話相談員として～

子どもへの悲惨な虐待事件が多く報道される昨今、関連する機関が多くの課題を抱えていることを知りました。それぞれの分野から、現状・直面している問題点等、具体的な事例も含め、生の声を聞かせていただく機会でした。特に異口同音に言われていたのが「連携」と「情報共有」でした。すべての関係機関がこれらを進めひとりの虐待被害児童をも生まない社会の実現を期待します。

「子ども一人ひとりのニーズに沿っての支援」「小さな気づきが多くの子どもたちを救う」「被害にあった子どもは心を言葉にするのは難しい」と、ありました。これは、相談電話において、かけてこられた方が言われたことだけでなく、その声に心を傾けてこそ気付けることがある。それを受け止めた上で聴くことができれば、まさに一人ひとりの気持ちに寄り添った傾聴ができるのだと改めて強く感じさせられました。 K.H.さん

～直接支援員として～

直接支援員として被害者の方に付き添って警察や裁判所などへ行かせてもらっています。

活動当初、難解な言葉を早口で述べる検察官や弁護人が何を言っているのかが聞き取れず、ドラマや映画の裁判シーンとあまりにも違うと戸惑いました。「裁判で真実を明らかにする」とよく耳にしていたのですが、現実の裁判では被害に遭っても証拠がないと事実認定されないことを知り愕然としました。加害者が犯罪を否認すれば、たとえ被害者自身が子どもであっても証人出廷するのを見て胸が痛みました。

3年前に電話相談員養成講座を受講し、ご遺族の話に言葉を失った日を思い出します。加害者が逮捕されても法で裁かれても、被害者の方の苦しみや悲しみが消えるものではないことを少しずつですが実感しています。被害者支援という言葉も知らなかった私に変化してきているのだと感じています。 Y.H.さん

広報活動

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）

犯罪被害者等がおかれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施する週間で「犯罪被害者等基本法」が成立した2004年12月1日を最終日とする1週間と定められています。

神戸市 三ノ宮地下街におけるパネル展示



伊丹市 市立図書館ことば蔵におけるホンデリングイベント（次ページ参照）



宝塚市 市役所内でのパネル展示



明石市

明石警察署の署員、明石市の職員とともに明石市大久保町イオン明石ショッピングセンターにおいて、広報啓発グッズ500セットを配布しました。明石市やセンターの相談窓口を知っていただくのが大きな目的です。



他機関連携

被害者支援活動は、当センターだけでなく、警察、病院、行政、そして一般からの理解など、多種多様な連携が不可欠です。当センターでは、被害者支援連絡協議会への参加や、一般むけのビラ配り活動など、周知活動にも力を入れています。



※被害者支援連絡協議会とは

県内には警察署と地域が緊密な連携を図り、相互協力の下に被害者支援を推進する目的で、県内の警察署に地域単位で43の被害者支援連絡協議会が設置されています。

被害者支援連絡協議会でセンターの活動について講演する
公益社団法人 ひょうご被害者支援センター 坂口渉外広報部長



未解決事件の
情報提供を求める
びら配りをする
センター相談員

貸出用パネル

被害者支援広報用のパネルを作成しました 展示用に貸出しています



ファンドレイジング

「ホンデリング」

～本で支援の輪（リング）が広がってほしい、という願い～

読み終わった不用な本、CD、DVDを「贈与承諾書」と共に梱包し、買い取り業者「株式会社バリューブックス」 Tel 0268-75-9380 にお電話いただくと、ご指定の時間に宅配業者が集荷に伺います。買い取り業者にて、ご寄付いただいた本の査定額がひょうご被害者支援センターに寄付されます。



※「贈与承諾書」は事務局(078-362-7512)にお申し付け下さるか、ひょうご被害者支援センターのホームページからダウンロードしてください。

「ホンデリング」プロジェクト開始 2013年以降の累計 57,619冊 寄付金額 1,680,564円

◆参加者の声：伊丹市様の取り組み◆

犯罪被害者週間イベントとして



伊丹市では、平成31年4月1日に施行した伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例の周知ならびに犯罪被害者等支援の啓発のため、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間にあわせホンデリングイベントを実施しました。今回は、本市が主体となって行う初めての試みということもあり、より多くの市民の方に認識していただくため、伊丹市役所と市立図書館とば蔵の2か所に専用寄贈カウンターを設けるな

ど、気軽に参加しやすい環境を整えました。その結果、伊丹ライオンズクラブ様からの図書1609点を含め全体で2593点（段ボール40箱分）の図書・CD・DVDを寄贈することができました。

一人でも多くの方々に犯罪被害者等支援事業について知っていただき、支援の輪を広げていくために今後もこのような地道な活動を末永く続けていきたいと考えています。



2019.11.28 神戸新聞

「ホンデリング」プロジェクトについては兵庫県警察の多くの各部署においても参加いただいています。

この度、葺合警察署若手プロジェクトチームの取り組みが神戸新聞に紹介されました。

同紙によれば、「2019年4月 JR三ノ宮駅前市営バスが歩行者をはねる事故が起き、被害者支援の大切さを痛感した。皆さんの1冊が困っている人の役に立つので、ぜひ協力してほしい」と呼びかけています。

このような活動により被害者支援の輪が広がっていくことを願っています。



「金券 de 支援」

皆さま、年末の大掃除いかがでしたか？
「あら! こんなところに金券が!？」
なんてこと、ありませんでしたか？

私たちは、あなたのご自宅で眠っていた金券等が当センターの活動のご支援になる「金券de支援」を始めました。ご寄付いただいた金券は、チケットカブリを通して査定額の全額が当センターへ寄付され、犯罪等の被害にあわれた方々への支援活動に役立てられます。是非、タンスの奥や書類棚に入れたままだった金券等で、私たちの支援活動を支えてください。

対象品

商品券(なんでも)・古い切手や葉書・
テレホンカード・図書カード・
旅行券・ビール券・
株主優待券
(飛行機・鉄道・飲食・レジャー・買い物他)



お申込方法

1 家庭に眠っている
チケット・金券・切手等
をご用意下さい。

2 「贈与承諾書」に
必要事項を
ご記入下さい。

3 「チケットカブリ」に
お電話いただき、
「金券de支援希望」と
お伝えのうえ
贈与承諾書とともに
下記までお送り下さい。

◆「贈与承諾書」はひょうご被害者支援センターのホームページよりダウンロードいただくか、お申し付け下さい。

ひょうご被害者支援センター

検索

<https://www.supporthyogo.org/kinken/index.html>

申込先



チケットカブリ

☎06-6772-1115

受付時間
10:00~19:00

〒543-0002 大阪市天王寺区上汐3丁目8-25

着払いOK

※お電話なしでお送りいただくことも可能です。

マンスリーサポーター制度、スタートしました!

これまでも賛助会員やご寄付などで支えていただいた私たちの活動ですが、「継続的に寄付を続けていきたい」というお声をいただき、このたび『マンスリーサポーター』制度をスタートしました。マンスリーサポーターは、毎月定額をクレジットカード決済でご支援いただく継続的なサポーター制度です。寄付金額は、月々1,000円・3,000円・5,000円・10,000円から選ぶことができ、ご自身に適したサポートで被害者支援活動を支えていただくことができます。

お申込方法

Step1

スマホや携帯で
QRコードを
読み込み

Step2

毎月の寄付金額や
申込情報を入力

Step3

クレジットカード
情報を入力

入力内容を確認し
マンスリーサポート
スタート

申込先



左記QRコードから または、ホームページへ

ひょうご被害者支援センター

検索

<https://congrant.com/project/supporthyogo/1065>

- 「金券de支援」「マンスリーサポーター」によるご寄付は所得控除・税額控除の対象になります。
- 寄付金は犯罪・性暴力被害や交通事故にあわれた方・ご遺族・ご家族の支援活動に使われます。



私は、学生時代以来宮澤賢治のファンで、賢治の故郷、岩手県花巻市にはしょっちゅう行っております。花巻市街自体は、よくある地方の町なのですが、この道を賢治さんが走って行ったかも、と思いをめぐらしながら歩くのは楽しいものです。

とはいえ、なかなか岩手県は遠く、最近花巻に行ったのはもう5年ほど前の夏になります。このときは妻と、賢治さんがよく訪れたという蕎麦屋で天ぷらそばを食べてから、乗合バスで1時間ほど揺られ、鉛温泉「藤三旅館」を訪ねました。山の中の谷間に旅館があり、橋の上から眺めるとたいそう風情があります。この藤三旅館には、「白猿の湯」と呼ばれる、立ったまま入浴する日本一深い温泉があります。その昔白い猿が手足の傷を癒しに訪れたという伝説があるのだとか。実際入ってみると、立ったままつかるので全身がまんべんなくお湯に包まれる感じで、効能もすばらしく、汗疹、かぶれから痔まで、きれいさっぱり治りました。

さて、鉛温泉辺りを舞台にした作品に、「なめとこ山の熊」があります。熊の胆や毛皮を売って生計を立てる猟師の小十郎と、熊たちの絆の物語です。

小十郎は、生きるためとはいえ熊を殺すことに心の深い部分で苦悩しています。生きるためには別の命を犠牲にせざるを得ない、その業が後の生の因となり、とめどない因果の連鎖が、輪廻の輪を回し続ける。賢治さんは熱心な法華経の信者だったので、生きる苦しみや悲しみには人一倍敏感だったに違いありません。では、この世の何もかもは、苦でしかないのか。物語の中盤、非常に美しい場面が現れます。小十郎は今まで間違えたこともない小屋への登り口を間違えてしまいます。何となく不吉な予感が芽生えるのですが、そのとき小十郎は母熊と子熊が話をしているのを目にします。その声は、まるで人間の言葉のように聞こえてきます。向こうの谷が白く光っているのを見て、子熊が「あれは雪だよ」と母熊に言い、母熊は子熊に、あれは「ひきざくらの花」だと教える。そんな他愛もない会話なのですが、小十郎はその光景から後光が射しているように感じ、釘付けになったように立ちすくむのです。まるで、苦しみの地平に、まぶしい光の矢が垂直に射し込んでくるようなお話です。



私の宝物

センター相談員 H.M.さん

私の宝物は、トイプードルのヨツバです。

こんなに可愛いけど、おじいちゃんです。

ツライ時、悲しい時、悩む時ふと気がつくとジッと見つめてくれています。

これまでのヨツバとの、時間は、私の宝ものです。さらに、残されたヨツバとの時間は、もっと宝ものです。



私のお気に入り

ひょうご被害者支援センター理事 弁護士 木村 倫太郎

44歳、2児のパパ。見た目大人しそうだとされます…が、「お気に入り」は、庭のサンドバック「あつーしー君」です。名前の由来は、14年前、弁護士になりたての私をしごいて下さった先輩弁護士（アツシさん）と関係があるのかなとか…。

辛いとき、しんどいとき、身を挺して私を支えてくれる相棒です。一代目はボロボロになって底にはコケが生えてしまい、数ヶ月前に買い替えたばかりで現在二代目です。

私は空手をしていたのですが、何もしないと身体がなまり動けなくなりますし、実際にミットやサンドバックを叩いていないと、いざという時（どんな時？）に突きや蹴りを出すと変な部位を当ててしまったり、関節が耐えられずぐにゃっとなったりしてケガをしてしまいますので、継続が大事だと思っています。

あつーしー君と戯れること、そして自転車に乗ることでストレス発散しながら体力を保とうとしています。40歳を過ぎ、瞬発力の順当な低下に抗えません。

そこで筋力をアップさせようと、一昨年、肉体改造を試みました。私の改造メニューは、①「と

にかくタンパク質をとる」、②「糖と油は控える」、これだけです。そこまでガチガチに糖を抜いたわけではなく、パンや麺はできるだけ避け、可能な折には「白ご飯を豆腐に置き換える」というライトな糖質制限を数ヶ月実践しました。タンパク質は主に豆腐・卵・ヨーグルトを多めに食べるようにしていましたが、途中、カロリー不足を感じ、チーズ・ナッツ類も積極的に摂取するようにしました。

するとどうでしょう、みるみると体重が減っていき、頬がこけました。気付けば体重が5kg以上減り、健康診断では医師から「栄養失調」との診断をいただきました。上記のような食事制限を行いながら、筋トレを怠った（嫌いなのです）私がしていたのは、どうやら「ダイエット」であったようなのです。

サンドバック叩きは、この間、飢餓状態に陥っていた私から、さらにカロリーを奪っていたのでした。私の過ちに対して愛の鞭を振るってくれたあつーしー君、「相変わらずですね」と思いました。



こんな言葉知ってますか？『SDGs（エスディーゼーズ）』



最近こんなマークを目にすることはありますか？飛行機の機内誌、ラッピング電車、TVで流れる企業CMなど、意識するとさまざまな場所でみかけます。SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な社会のための開発目標) とは、国連が2030年までの解決を目標に掲げ制定した17の目標です。“No one left behind. (誰も取り残さない)”な社会を目指しています。「ゴール2：飢餓をゼロに」「ゴール6：安全な水とトイレを世界中に」など日本で生活しているとあまり縁のないものもありますが、



ゴール5：
ジェンダー平等を実現しよう



ゴール16：
平和と公正をすべての人に

など被害者の支援活動をする私たちにとって解決していきたい目標もあるのです。

まだまだ日本では知名度が20%弱と低いものではありますが、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック、また2025年に開催される大阪万国博覧会では、この「SDGs」が一つの大事な観点になっています。私たちの活動を支援くださっている企業の皆さまのなかにも、それぞれ事業に関連するSDGsゴールを掲げ、事業と同じ価値観を持つ活動との協働を推進（「ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう」）されています。

普段何気なく使用しているエコバックやマイボトルも「ゴール12：つくる責任、つかう責任」「ゴール14：海の豊かさを守ろう」に深いつながりがあります。さて、皆さんが実行されている持続可能な社会づくりのための行動、何番にあたりますか？

身近にできる社会貢献活動

❖ ポスター掲示

県民の皆様に、センターのことを知っていただくため、ポスター掲示にご協力をお願いします。例えば町内の掲示板や公共の建物、ご自宅の外壁等で、団体・個人を問いません。

サイズをご確認の上、事務局へ連絡いただければ送付いたします。

ポスターサイズ（単位mm）
大=A2版（縦594×横420）
中=B3版（縦515×横364）
小=A4版（縦297×横210）



「よりそい」のポスターは中・小サイズのみ扱いとなります。

❖ 金券de支援 ～金券のご寄付が被害者支援活動に～

商品券、古い記念切手や葉書、テレカ、図書カード、旅行券、ビール券、株主優待券（飛行機・鉄道・飲食・レジャー・買い物）などの金券のご寄付をお願いします。（本紙P13に掲載）

❖ ホンデリング

～本で支援の輪（リング）が広がってほしいという願い～
読み終わった不用な本、CD、DVDのご寄付をお願いします。（本紙P12に掲載）

❖ クリック募金

ひょうご被害者支援センターのホームページにバナー広告を掲載いただき、バナーへのクリック数に応じてご寄付をいただいています。

❖ 遺贈寄付

私の遺産、父母の遺産の一部を犯罪被害者やそのご家族の支援活動に活かしたい。
そんなあなたの想いを、ひょうご被害者支援センターにお気軽にご相談ください。

❖ マンスリーサポーター

～毎月定額をクレジットカード決済でご支援いただく継続的なサポーター制度です～
（本紙P13に掲載）

❖ 社会貢献型自動販売機

清涼飲料の売上の一部が社会貢献活動への寄付になる自動販売機です。地域住民や社員・職員など誰もが使う機会のある身近な自動販売機で社会貢献に取り組むことができます。

❖ 募金箱の設置

募金箱の設置をしていただけるお店や企業のご協力をお願いしています。

【遺贈寄付とは】

遺贈とは、「遺言」によって遺産の一部またはすべてを相続人以外の者や団体に無償で譲ることをいいます。そのうち「寄付」として行われるものは「遺贈寄付」と呼ばれご自分の想いを未来に託す寄付のかたちです。

◎ 賛助金、寄付金のお支払いにクレジットカードがご利用できます

賛助金、寄付金は付き添いや支援員の育成費用など、被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族をサポートしていくための事業に活用しています

賛助会員 (年会費)	個人 一口 1,000円 (何口でも可)	払込先 [口座名義] 公益社団法人 ひょうご被害者支援センター ①三井住友銀行 兵庫県庁出張所 普通預金 3284322 ②ゆうちょ銀行 00940-7-305791
	団体 一口 10,000円 (何口でも可)	
寄 付 金	寄付金はいくらからでも結構です	

●賛助会費・寄付金は所得控除、税額控除の対象になります。

※銀行口座へのお振込みや、クレジットカードでのお支払は、ホームページ【ひょうご被害者】検索 より手続きをお願いします。

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談 祝日・8/12～16・12/28～1/4は除く

犯罪被害全般

性暴力被害専用 ひょうご性被害ケアセンターよりそい

なやみみんなで
☎078-367-7833
火・水・金・土 午前10時～午後4時

なやみなし
☎078-367-7874
月・火・水・金・土 午前10時～午後4時



発行日：2020年1月
発行者：公益社団法人
ひょうご被害者支援センター
事務局：TEL 078-362-7512
URL：https://supporthyogo.org

編集
後記

News Letter33冬号をお届けします。昨年11月開催のシンポジウムでは多くの課題が浮き彫りになりました。犯罪被害者週間においては各市でのパネル展示も活発に行われました。そしてセンター役員のコラム・スタッフのお気に入りや宝物などプライベートな部分をご紹介しますことができました。寄稿いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。